

福祉ボランティアのまちづくり事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が実施する福祉ボランティアのまちづくり事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市社協が行う福祉ボランティアのまちづくり事業として別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象経費)

第3条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表第3欄及び第4欄に定めるものとする。ただし、補助対象経費が予算の範囲を超える場合は、同表第4欄の補助率にかかわらず、予算の範囲内の額を上限とする。

(補助金の額)

第4条 本補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、関係書類の内容を審査したうえで、予算の範囲内で市長が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 市社協は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書（様式第1号）に規則第4条第1号及び第2号で定める必要書類を添付して、毎年4月10日までに市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の申請を受けたときは、当該申請に係る審査を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、交付の決定をするものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、市社協からの請求に基づき、補助金を交付するものとする。なお、規則第11条第1項ただし書により、本補助金の全部又は一部を概算払により交付できるものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、補助金の増額以外の変更とする。

(実績報告)

第9条 市社協は、補助対象事業を当該年度の末日までに完了させ、補助事業等実績報告書（様式第2号）に規則第12条第1号及び第2号で定める必要書類を添付して、補助金の交付された翌年度の4月15日までに市長へ提出しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、福祉部長が別

に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行日以後に交付申請のあったものから適用し、同日前に社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会に対する補助金交付要綱（平成13年4月1日制定）により、交付申請され、交付決定されたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月18日から施行し、この要綱による改正後の福祉ボランティアのまちづくり事業補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

別表（第 2 条、第 3 条関係）

1 補助対象事業		2 事業内容	3 補助対象経費	4 補助率
福祉ボランティアのまちづくり事業	(1) ふれあい・いきいきサロン事業	各地域ボランティアが主体となってひとり暮らし高齢者等の社会参加を促進するため地域のつどいの場（以下「サロン」という。）づくりを行う。	助成金 1 各サロンへ交付する市社協交付額の 3 / 4 を助成する。 2 補助対象は新規及び開設 2 年目サロンのみとする。	10/10 (ただし、上限額は予算の範囲以内とする)

様式第1号（第5条関係）

発鳥市社協第 号
年 月 日

鳥取市長 様

申請人 住所 鳥取市富安二丁目 104-2
氏名 社会福祉法人
鳥取市社会福祉協議会 会長

補助金等交付申請書

年度において、下記のとおり福祉ボランティアのまちづくり事業補助金の交付を受けたいので、鳥取市補助金等交付規則第4条の規定により申請します。

記

- 1 補助事業等の名称
福祉ボランティアのまちづくり事業補助金
- 2 補助金交付申請額

円

- 3 添付書類
(1) 事業計画書
(2) 収支予算書

様式第 2 号（第 9 条関係）

発鳥市社協第 号
年 月 日

鳥取市長 様

補助事業者等 住所 鳥取市富安二丁目 104-2
氏名 社会福祉法人
鳥取市社会福祉協議会 会長

補助事業等実績報告書

年 月 日付け鳥取市指令受 第 号をもって交付決定のありました福祉ボランティアのまちづくり事業補助金の実績について、鳥取市補助金等交付規則第 1 2 条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業等の施行場所 鳥取市
- 2 補助事業等の実施期間 年 月 日から 年 月 日
- 3 補助事業等の実施方法 直営
- 4 補助金等の交付決定額とその精算額
 - 交付決定額 金 円
 - 精算額 金 円
 - 差引 金 円
- 5 添付書類
 - （1）事業報告書
 - （2）収支決算書
 - （3）その他